

障害者自立支援法円滑施行特別対策

障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成20年度までの特別対策として、以下の3つの柱からなるもう一段の改善策を講じる。

【改善策の規模】1,200億円(国費)

平成19年度、20年度当初予算対応額	240億円
利用者負担の更なる軽減	
平成18年度補正予算(案)計上額	960億円
事業者に対する激変緩和措置	(300億円)
新法への移行等のための緊急的な経過措置	(660億円)
、	
を実施するため、都道府県に基金を造成	

【改善策の内容】

利用者負担の更なる軽減

負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした対策を実施

- ・通所・在宅 1割負担の上限額の引下げ(1/2 1/4)
軽減対象の拡大(収入ベースで概ね600万円まで)
障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施
- ・入所 工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除)

事業者に対する激変緩和措置

日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施

- ・旧体系 従前額保障の引上げ(80% 90%)
旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設
- ・通所事業者 送迎サービスに対する助成

新法への移行等のための緊急的な経過措置

直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援

- ・小規模作業所等に対する助成
- ・移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初動経費の助成
- ・制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発 等